

第6期介護保険料の考え方について

第6期計画期間（平成27年度～29年度）における介護保険料については、計画素案の段階で試算としてお示ししたところですが（基準月額5,500円程度）、現時点でも介護報酬の改定等の不確定な要素があり、確定できない段階です。

計画の最終案として確定させる保険料については、今後明らかとなるそれらの内容を踏まえ、基金からの取崩額等を勘案した上で、再算定を行うこととなります。

第1 保険料算出における基本的事項（計画素案126～128ページ参照）

1 介護保険の財源

介護保険の財源構成については全国一律に定められており、第6期における第1号被保険者の保険料の負担割合は、現行の21%から22%へと変更される予定です。

2 介護保険料算出の手順（概要）

(1) 保険料収納必要額の算出

計画期間の3年間における保険給付費等を推計し、その22%である第1号被保険者負担分に介護給付費等準備基金からの取崩額等を加味し、「保険料収納必要額」を算出します。

(2) 保険料基準額の算出

(1)で算出した保険料収納必要額を、計画期間の3年間において推計される第1号被保険者数（補正あり）で除算し、保険料基準額を求めます。算出の際には、予定保険料収納率も勘案します。

第2 国の動向

1 介護報酬の改定

(1) 基本的な視点

介護報酬の改定については、国の社会保障審議会介護給付費分科会において議論が重ねられてきており、第110回（本年10月）の会議では、基本的な視点（案）として、次の3点が示されました。

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた、在宅中重度者や認知症高齢者への対応の更なる強化
- ② 介護人材確保対策の推進
- ③ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

(2) 今後の見通し

当初の案では、1月中下旬に介護報酬改定案が諮問・答申される予定でしたが、国の予算案の策定が衆議院選挙に伴い遅れることを受け、ずれ込む可能性が出てきています。

2 保険料の多段階化・軽減強化

(1) 標準の所得段階区分の見直し

標準6段階から9段階への見直しが行われます（下図参照）。

なお、保険料設定については、既に各保険者の判断により国の標準段階以上の多段階設定等を行うことが可能となっています。

(2) 基準所得金額の見直し

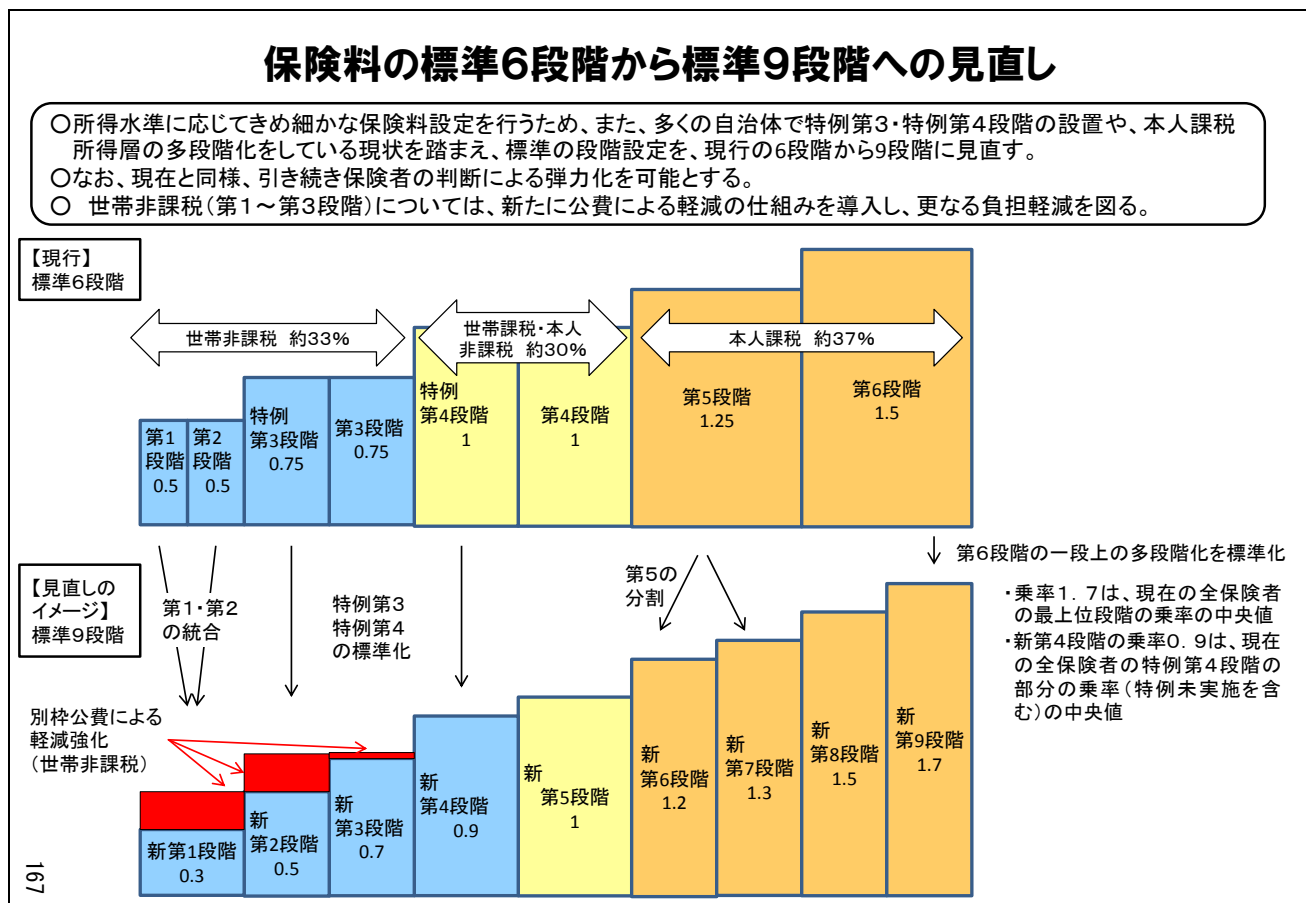
本人課税所得層の所得段階（新第6段階以上）における境界となる基準所得金額が、次のとおり設定されます。

- ・ 新第6段階と新第7段階を区分する合計所得金額 120万円
- ・ 新第7段階と新第8段階を区分する合計所得金額 190万円
- ・ 新第8段階と新第9段階を区分する合計所得金額 290万円

3 公費による低所得者の保険料軽減の強化

世帯非課税の所得段階（新第1段階～新第3段階）については、新たに別枠の公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図ることとされておりますが（下図参照）、財源と見込まれていた消費税の10%への引き上げが先送りとなったため、実施については不透明な状況です。

※ 全国介護保険担当課長会議資料（平成26年7月28日）より



4 第6期保険料の全国平均

国は、第6期の全国平均の保険料を5,700円程度（基準月額）と推計しています。

第3 市の勘案事項

1 介護給付費等準備基金の取崩額

(1) 国の基本的な考え方

介護保険制度では、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としており、介護給付費準備基金に積み立てられた剰余金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方となっています。

当該基金を有している保険者においては、介護保険事業計画の策定に当たり、適正な基金保有高の水準を検討し、水準を超える額の取崩を見込んだ計画とすべきとされています。

(2) 市の適正保有残高の考え方

第5期では、計画期間中の平成26年4月に、消費増税による報酬改定(+0.63%)がありました。このことについては、第5期保険料設定時での予測は不可能でした。

準備基金の適正保有残高については、このような不測の事態に対応が可能な水準を最低限維持することが必要との考えに立ち、現在具体的な水準を検討しています。

【参考数値】

- ・計画素案での試算による第6期の保険料基準月額…5,500円程度
- ・平成25年度末時点での基金残高…約5億7千万円
※平成26年度末は6億円超の見込
- ・仮に基金を1億円取り崩した場合の保険料軽減効果（基準月額）…60円前後

【過去の計画】

- ・第3期計画（平成18年度～20年度）（基準月額3,700円）
平成17年度末の基金残高 約3億5千万円→約2億2千万円を取崩
- ・第4期計画（平成21年度～23年度）（基準月額3,600円）
平成20年度末の基金残高 約7億1千万円→約5億8千万円を取崩
- ・第5期計画（平成24年度～26年度）（基準月額4,700円）
平成23年度末の基金残高 約3億円→約2億8千400万円※を取崩
※保険料の急激な上昇を抑えるため、残高の約95%を取り崩した。

2 所得段階区分

市における第6期の所得段階区分の考え方について

小平市では、弾力化が可能となった第3期（平成18年度～20年度）から、弾力的な所得段階の設定を実施しており（特に低所得者への配慮、本人課税所得層での多段階設定）、基本的には現行の所得段階を踏襲してまいりたいと考えております。

別紙1は、現行の第5期の所得段階区分を基本としつつ、国から示された新たな標準の所得段階区分の枠組みを勘案し、一部に修正を加えた場合の案です。

修正箇所は、基準所得金額の一部のみで、「基準額に対する割合」は基本的に第5期と同様の内容となっています。

別紙2は、基準月額を素案で示した5,500円とし、別紙1の所得段階区分を当てはめた場合に算出される所得段階別の保険料について、第5期との比較を行ったものです。

3 その他の勘案事項

(1) 第6期中の施設整備

保険料算出の前提となる保険給付費等の推計にあたっては、第6期期間中の新たな介護施設・事業所の整備についても勘案します。

(2) 近隣市の動向

近隣各市とのバランスも考慮し、対応を図っていきます。